

大治町長寿命化個別施設計画 (スポーツ課管理施設)

令和5年12月

大治町教育委員会 スポーツ課

(目次)

1. 大治町長寿命化個別施設計画（スポーツ課管理施設）の概要

- (1) 計画の目的
- (2) 計画の概要
- (3) 計画の位置付け
- (4) 計画の期間
- (5) 対象施設

2. 施設の安全性・維持管理

- (1) 施設の安全性・維持管理（町営野球場）
- (2) 施設の安全性・維持管理（多目的スポーツ広場）
- (3) 施設の安全性・維持管理（中学校運動場照明設備）
- (4) 施設の安全性・維持管理（中学校テニスコート照明設備）

3. 長寿命化に向けた取組

- (1) 保全の計画的実施
- (2) 適切な維持管理
- (3) 計画の見直し

1. 大治町長寿命化個別施設計画（スポーツ課管理施設）の概要

(1) 計画の目的

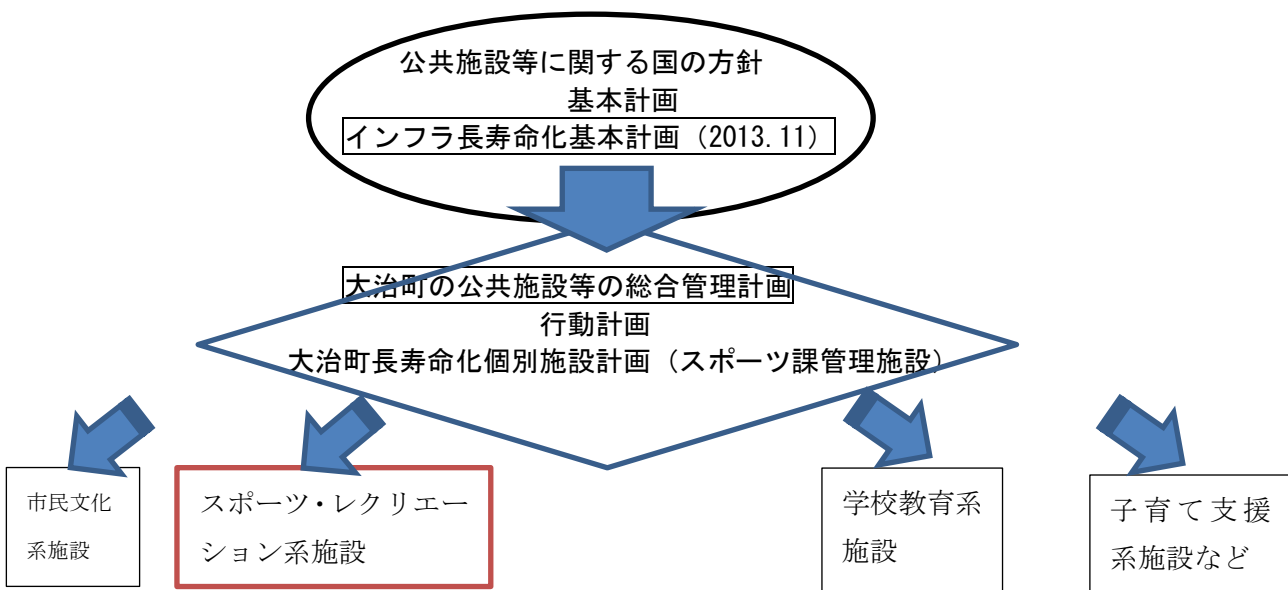
「大治町長寿命化個別施設計画（スポーツ課管理施設）（令和5年12月）」（以下「計画」という。）に基づき、大治町教育委員会スポーツ課の管理する施設の長寿命化を図るため、目標とする使用年数、維持すべき性能水準及び改修計画に係る事項について、長期的視点から明らかにし、その取り組みを推進することを目的とします。

(2) 計画の概要

本町では、公共施設の総合的な基本方針を定めるため「大治町公共施設等総合管理計画」を2017年3月に策定しました。スポーツ課では、スポーツセンターを始め、野球場、多目的スポーツ広場、学校開放施設等の施設管理を行っています。スポーツセンターは規模の大きさを考慮し、別に計画を策定するため、その他スポーツ課の管理する施設の長寿命化個別施設計画を本計画では策定します。スポーツセンターと共に住民のスポーツ活動の拠点として、多くの住民に利用され、健康維持活動の基盤となっています。

(3) 計画の位置付け

本計画は大治町公共施設等総合管理計画に基づいて、公共建築物のうちスポーツ・レクリエーション系施設に関する大治町長寿命化個別施設計画（スポーツ課管理施設）に位置付けられます。



(4) 計画の期間

「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」（スポーツ庁）に施設の維持管理等の適正化を図っていくためには、一定の期間を要することから、計画期間は10年以上とするとあります。また、上位計画である総合管理計画においても10年間で中間見直しを実施するとあることから、2021年度～2030年度までの10年間を計画期間とします。

(5) 対象施設

施設名	施設形状	面積	竣工年
町営野球場	グラウンド	4341.08㎡	2007年
多目的スポーツ広場	広場	4925.00㎡	1996年
中学校運動場照明設備	照明設備	-	1978年/2021年
中学校テニスコート照明設備	照明設備	-	1978年

2. 施設の安全性・維持管理

(1) 施設の安全性・維持管理（町営野球場）

項 目		細 目	
町営野球場	経過年数	竣工年からの経過年数	17年目（2007年10月竣工）
照明設備	現 状	異常なし（目視による点検 2019年）	
	予 防 措 置	3年1回 委託業務により点検を実施する。	
グラウンド	現 状	毎年、芝生管理及び土入れを行っている。	

町営野球場は、現在の位置に移転してから17年目を迎えている。照明設備に著しい劣化や損傷は見受けられないが、予防措置として、3年に1回程度のサイクルで定期的に点検を実施していく。

製造禁止となった高圧水銀ランプを使用しているため、計画的にLEDライトへの変更が必要となります。グラウンドは、毎年、芝生管理と土入れを実施し、健全な状態を保持している。

(2) 施設の安全性・維持管理（多目的スポーツ広場）

項 目		細 目	
多目的スポーツ広場	経過年数	竣工年からの経過年数	27年目（1996年3月竣工）
グラウンド	現 状	異常なし（毎年、砂入れを実施）	
	予 防 措 置	毎年、砂入れを行っている。	

多目的スポーツ広場は、グラウンドゴルフクラブとゲートボールクラブがほぼ毎日利用しています。

日々の利用や風雨により、グラウンド内の砂が側溝や風雨により飛ばされ、少しずつ減少しています。毎年、砂入れを行い、原状回復に努めていますが、砂の減少が多く数年に1回は地盤改良とともに大規模な砂の投入が必要です。

(3) 施設の安全性・維持管理（中学校運動場照明設備）

項 目		細 目	
中学校運動場照明設備	経過年数	竣工年からの経過年数	45年目（1978年竣工/2021年一部更新）
	現 状	1978年竣工の柱（補修対応）・2021年一部更新	
	予 防 措 置	3年に1回 委託業務により点検を実施する。	

中学校運動場照明設備は、竣工から45年を迎え、2021年に一部改修が行われ、5本の柱が新設されました。安全確認のため、3年ごとに定期点検を実施します。2021年に建て替えなかった残りの5本分の柱については、点検の結果を踏まえつつ、遅くとも50年目を迎える前には建て替えを実施することが望ましい。（中学校プール横 2本・テニスコート脇 2本・南校舎横 西側 1本）

(4) 施設の安全性・維持管理（中学校テニスコート照明設備）

項 目		細 目	
中学校テニスコート 照明設備	経過年数	竣工年からの経過年数	45年目（1978年竣工）
	現 状	異常なし（目視による点検 2019年）	
	予 防 措 置	3年に1回 委託業務により点検を実施する。	

中学校テニスコート照明設備は、竣工から45年を迎えている。2019年の定期点検の結果、柱、電灯ともに大きな異常は見られませんでした。安全確認のために3年ごとに定期点検を実施し、点検の結果を踏まえつつ、異常が見られた場合は、竣工からかなりの年数が経過していることも考慮し、すみやかに建て替えを実施することが望ましい。なお、製造禁止となった高圧水銀ランプを使用しているため、計画的にLEDライトへの変更が必要となります。

3. 長寿命化へ向けた取組

(1) 保全の計画的実施

施設の長寿命化を図るための維持修繕の方法として、不具合・故障が生じたあとに設備を修繕、交換する事後保全と設備に不具合・故障が生じる前に部分・部品を修繕・交換し、性能や機能を保全する予防保全とがあります。今後の施設維持管理計画では、予防保全を採用し、財政的な負担の軽減、環境への負荷を低減していきます。

予防保全を実施していくために必要な措置として、計画的な点検が必要です。点検の種類は、以下のとおりとなります。

日常点検		日常的な変化や異常を点検する。
定期点検	法定点検	建築基準法、消防法などの法令に沿って、定められた期間ごとの点検と報告を実施する。
	保守点検	建物や設備の維持管理に関する保守契約によって実施する。
	自主点検	自主的に不具合や異常箇所を発見するために実施する。
臨時点検	災害点検	災害発生時の変化や異常の有無を確認する。
	故障確認	故障が発生した際の状況確認をする。

日常点検や定期点検を日ごろから実施することで、異常箇所や故障をすみやかに発見し、早期回復に努めることが可能となります。

(2) 適切な維持管理

施設の維持管理の業務は、建物の点検、設備機器の運転・保守、清掃、警備、小規模修繕などを定期的実施していくことが必要となります。

また、施設を適切に維持していくためには以下の機能・性能を満たしたうえで、課題をクリアしていくことが望ましいといえます。

① 安全性

火災や自然災害などに対して、一定の防災性能を有していること。耐震性能、防火性能など防災拠点としての性能

② 快適・利便性

住民の利便性と維持管理のしやすさ

③ 利用者ニーズへの適応性

利用種目の多様化や利用しやすさ、課題（時間的・財政的）の解消

④ 環境への適応

環境負荷の低減に向けたエコ改修の推進

⑤ 地域との連携・拠点

スポーツ活動を実施するうえでの拠点としての活用や地域や小中学校のスポーツ活動との連携

⑥ 脱炭素化の推進

LED照明等省エネ性能に優れた機器の導入の検討

(3) 計画の見直し

本計画では、計画期間を10年間と定めましたが、著しい変化があった場合は、その都度適切なタイミングで見直しを実施することも必要です。